

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇訓 令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
鳥取県公印規程の一部改正
- ◇告 示 米飯提供業者の登録
土地改良区役員の退任及び就任
公有水面埋立の免許
草地改良事業受託規程の一部改正
昭和三十一年度米穀の売渡の委託等の実施
期日
- ◇公安告示 速度制限告示の一部改正

訓 令

鳥取県訓令第一号

知 事 部 局

地 方 機 関
甲 類 附 属 機 関
陸 運 事 務 所

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令
甲第十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

令達先中

「庁中一般」を「知事部局」に改める。

第二十六条第一号中「公室長」を削る。

別表一を次のように改める。

別 表 一

課 名 記 号 表

課 名 記 号

秘 書 課 秘 書 課

総 務 課 総 務 課

企画広報課 企 画 広 報 課

人事課 人 事 課

財政課 財 政 課

會計課	地方課	統計課	厚生援護課	婦人児童課	保險課	衛生課	予防課	勞政課	職業安定課	失業保險課	農政課	農業改良課	畜産課	蚕糸課	商工課	地下資源開発局	觀光課
會計課	地方課	統計課	厚生課	婦人課	保險課	衛生課	予防課	勞政課	職失課	農政課	農政課	畜改課	畜産課	蚕糸課	商工課	地資課	觀光課

林務課	水産課	農地開拓課	耕地課	中海干拓調査局	管理課	道路課	河港課	砂防課	電源開発局	建築課	附則
林務課	水産課	農開課	耕拓課	中拓局	管拓課	河道課	砂防課	砂防課	電建課	建課	

この訓令は、昭和三十二年二月一日から適用する。

鳥取県訓令第二号

知事 部 局
地方 機 関
甲類 附 属 機 関

陸 運 事 務 所
鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。
昭和三十三年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
令達先を「知事部局 地方機関 甲類附属機関 陸運事務所」に改める。

別表中「知事公室長印 第一号別図（一三）方二二総務課長」および「鳥取県知事公室長印」を削り、「（一四）」を「（一三）」とし、以下順次繰り上げる。
附 則
この訓令は、昭和三十三年二月一日から適用する。

鳥取県告示第六十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十三年二月十五日次のとおり米飯提供業者の登録をした。
昭和三十三年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
登録番号 第七三九号 第七四〇号
氏 名 岩本小恵子 江原 直己
営業所 米子市尾高町一 米子市朝日町
在地 一三の二 一三番地
業務内容 旅館 一般食堂

鳥取県告示第七十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十三年二月十五日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年二月十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
登録番号 第七四一号

氏名 楊 華傑
 営業所所在地 米子市皆生一、七五〇ノ一二九
 業務内容 旅館

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
 第十項の規定により、米川土地改良区から次のように役
 員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名および住所

監事	松下 晴利	米子市旗ヶ崎
"	門脇 亀栄	境港市渡町
"	足立 実	" 福定町
"	小椋 智一	米子市立町
理事	森川 恒作	" 夜見町
"	松田 宜之	" 上福原
"	渡辺 勇	境港市森岡町

"	竹下 虎義	" 竹ノ内町
"	大東 利英	米子市車尾
"	佐野 延寿	" 大谷町
"	佐々木宮松	境港市中野町
"	杵島松太郎	米子市大篠津町
"	木村 孝義	" 富益町
"	木村 活寿	" 彦名町
"	森脇 義雄	" 和田町
"	浜田義太郎	境港市外江町
"	上田 義正	米子市道笑町
"	山口 繁	" 西福原
"	坂根 嘉重	" 両三柳
"	清水 正朝	" 米原
"	清水 純	境港市上道町
"	角 逸雄	" 小篠津
"	松篠 忠	"
"	桑本 正吉	米子市安部
"	景岡 勇一	" 上福原

就任した役員の氏名および住所

"	谷島 範次	" 東町
"	田沢 等	" 彦名町
"	辻野 麻治	" 観音寺
"	矢倉 虎彦	" 大崎
"	松本 優治	境港市渡町
"	下西 二郎	" 明治町
"	戸田 利昭	米子市両三柳
監事	永井 友美	米子市両三柳
"	富谷 栄	境港市竹ノ内町
"	門脇 亀栄	" 渡町
"	小椋 智一	米子市立町
理事	野津 儀市	" 角盤町
"	上田 義正	" 道笑町
"	辻野 麻治	" 観音寺
"	大東 利英	" 車尾
"	吉井 泰治	" 大谷町
"	荒島 茂宜	" 旗ヶ崎

"	坂根 嘉重	" 両三柳
"	戸田 利昭	"
"	松田 宜之	" 上福原
"	安田 百隆	" 皆生
"	井上 光恵	" 東福原
"	清水 正朝	" 米原
"	田沢 等	" 彦名町
"	木村 活寿	"
"	木村 賢	" 大崎
"	松本 恒夫	境港市渡町
"	渡辺 勇	" 森岡町
"	浜田義太郎	" 外江町
"	浜田 政徳	"
"	下西 二郎	" 明治町
"	清水 純	" 上道町
"	竹下 虎義	" 竹ノ内町
"	佐々木宮松	" 中野
"	岡田 弥一	" 新屋

宮本 正博	小篠津
杵島松太郎	米子市大篠津町
末吉 義光	和 田 町
門脇 彰	富益町
元橋 節	夜見町

鳥取県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、次のように公有水面の埋立を免許する。

昭和三十一年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立の場所

境港市小篠津町大字小篠津三八七一番の五地先から北方海岸に沿い同一、二、三、四、同三八七七番の一、二、三、四、五、六地先の沖合七六、五メートルおよび同四、一一七番の四地先から同五、八同四、四〇九番の六、七、八、九同四、一二一番の四、五、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四同四、一二二番の一、

二地先の沖合九〇、〇メートルならびに同四、一三三番の三同四、一五〇番の九地先の堤防尖端を結ぶ中海

二 埋立の面積 四八、二三〇、五平方メートル

三 埋立工事着手の期限 昭和三十一年四月十二日

四 埋立工事しゅん工期限

工事に着手の日から五ヶ年以内

五 埋立の目的 魚類養殖場造成

六 埋立の免許を受けた者

境港市新屋町四三四番地

中海漁業生産組合組合長 永井 芳房

鳥取県告示第七十三号

草地改良事業受託規程（昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年二月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第五条を次のとおり改める。

第五条 受託料の額は、次のとおりとする。

作業の種類

受託料（一町当り）

備考

拔根作業

一日処理面積二反未満
一七、二〇〇円

一日処理面積二反以上五反未満
一二、二〇〇円

一日処理面積五反以上
七、二〇〇円

起土作業

五、二〇〇円

碎土作業

二、六〇〇円

三回掛けとし
三回は越える
ときは一回を
増すごとに
五〇〇円を加
える。

牧道設置作業

一日につき九、四五〇円

附 則

この規程は、昭和三十一年六月一日から適用する。

鳥取県告示第七十四号

米穀の生産者が指定業者に対してする昭和三十一年産米

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定による速度制限について）の一部を次の通り改正する。

昭和三十一年二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

1100米	1100斤
-------	-------

九五〇米	二〇籽
------	-----

二、三〇〇米	二〇	籽
--------	----	---

二、三〇〇米	二五籽
--------	-----

を

刷
所 県